

令和7年5月2日

# 第3回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	厚真町税条例の一部改正について
議案第 2 号	損害賠償額の決定について
議案第 3 号	令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 2 号）について
承認第 1 号	専決処分（令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））の承認について
承認第 2 号	専決処分（令和 6 年度厚真町下水道事業会計補正予算（第 2 号））の承認について
承認第 3 号	専決処分（令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 号））の承認について

議案第1号

厚真町税条例の一部改正について

厚真町税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年5月2日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 厚真町税条例の一部を改正する条例

厚真町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」

を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、

第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定  
令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定  
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の厚真町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の厚真町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽

自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、厚真町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 厚真町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。



議案第 2 号

損害賠償額の決定について

令和 4 年 3 月 3 日に提訴された損害賠償請求事件について、令和 7 年 1 月 17 日に確定した判決に基づき、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

- 1 事件発生日時 平成24年11月20日
- 2 事件発生場所 厚真町字豊沢
- 3 訴訟の表示 令和4年(ワ)第5319号損害賠償請求事件  
令和4年(ワ)第1347号損害賠償請求事件  
令和6年(ネ)第58号損害賠償請求控訴事件  
令和6年(オ)第1650号損害賠償請求上告事件
- 4 原告(被害者) [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- 5 被告 厚真町
- 6 被告会社 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- 7 事件の概要 厚真町の担当者は、原告の町税の滞納による差し押え品の公売執行の際に、物件購入者である被告会社に対し、誤って公売対象外の機械2台を引き渡した。
- 8 連帯負担協議 判決において、機械1台の損害額101万円及びこれに対する年5%の遅延損害金については、町と被告会社で連帯して払うことを命じられたため、損害賠償金合計1,639,935円を町7割、被告会社3割の負担割合とし本件の合意に至った。
- 9 損害賠償額 厚真町 1,147,955円  
被告会社 491,980円

議案第3号

令和7年度厚真町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,361,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月2日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19	繰越金	154,117	7,254	161,371
	1 繰越金	154,117	7,254	161,371
	歳 入 合 計	14,354,117	7,254	14,361,371

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,418,976	7,254	1,426,230
	1 総務管理費	1,358,130	7,254	1,365,384
	歳 出 合 計	14,354,117	7,254	14,361,371





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 1,418,976	千円 7,254	千円 1,426,230
歳 出 合 計	14,354,117	7,254	14,361,371

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			7,254
0	0	0	7,254

2 歳 入

19款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 154,117	千円 7,254	千円 161,371
計	154,117	7,254	161,371

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 7,254	前年度決算剰余金	千円 7,254

1 9 款 繰越金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 90,195	千円 7,254	千円 97,449	千円	千円	千円	千円 7,254
計	1,358,130	7,254	1,365,384	0	0	0	7,254

節		説明	
区分	金額		
21 補償補填及び 賠償金	千円 7,254	0201 一般管理事業	千円 7,254
		損害賠償金	7,254

2 款 総務費



承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和6年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月2日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を専決処分する。

令和7年3月24日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 保険給付費不足のため

## 令和6年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度厚真町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ626,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月24日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	道支出金	398,558	8,329	406,887
	1 道負担金	398,558	8,329	406,887
	歳 入 合 計	618,663	8,329	626,992

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	363,684	8,329	372,013
	1 療養諸費	314,035	5,573	319,608
	2 高額療養費	46,837	2,756	49,593
	歳 出 合 計	618,663	8,329	626,992

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

2 款 道支出金

1 項 道負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 398,558	千円 8,329	千円 406,887
計	398,558	8,329	406,887

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	千円 8,329	保険給付費等交付金（普通交付金）	千円 8,329

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者療養給付費	千円 312,008	千円 5,573	千円 317,581	千円 5,573	千円	千円	千円
計	314,035	5,573	319,608	5,573	0	0	0

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	46,737	2,756	49,493	2,756			
計	46,837	2,756	49,593	2,756	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助及 び交付金	千円 5,573	0684 一般被保険者療養給付費支給事業	千円 5,573
		診療費	5,573

18 負担金補助及 び交付金	2,756	0689 一般被保険者高額療養費支給事業	2,756
		高額療養費	2,756



承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度厚真町一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和7年5月2日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度厚真町一般会計補正予算（第1号）を専決処分する。

令和7年4月23日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由

- 1 I R U施設の光通信線支障移転工事を行うため
- 2 施設等の緊急修繕を行うため

## 令和7年度厚真町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,354,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月23日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19	繰越金	150,000	4,117	154,117
	1 繰越金	150,000	4,117	154,117
	歳 入 合 計	14,350,000	4,117	14,354,117

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,418,339	637	1,418,976
	1 総務管理費	1,357,493	637	1,358,130
3	民生費	1,331,708	880	1,332,588
	1 社会福祉費	859,517	880	860,397
8	土木費	2,450,854	2,600	2,453,454
	5 都市計画費	1,018,011	2,600	1,020,611
	歳 出 合 計	14,350,000	4,117	14,354,117









2 歳 入

19款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 150,000	千円 4,117	千円 154,117
計	150,000	4,117	154,117

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 4,117	前年度決算剰余金	千円 4,117

19款 繰越金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8 地域情報費	千円 21,719	千円 637	千円 22,356	千円	千円	千円	千円 637
計	1,357,493	637	1,358,130	0	0	0	637

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

5 総合福祉センター費	20,464	880	21,344				880
計	859,517	880	860,397	0	0	0	880

#### 8 款 土木費

##### 5 項 都市計画費

3 宅地整備費	642,710	2,600	645,310				2,600
計	1,018,011	2,600	1,020,611	0	0	0	2,600

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 637	0327 I R U事業	千円 637
		基盤整備工事	637

10 需用費	880	0213 総合福祉センター運営事業	880
		修繕料	880

10 需用費	2,600	0311 分譲宅地管理事業	2,600
		修繕料	2,600

2 款 総務費      3 款 民生費      8 款 土木費